



## 審 議 経 過

開 会	(第127回 建築審査会の開催を宣言)
事 務 局	(本日の審査会は5名の委員の出席があり、会議は成立することを報告)
議 長	本日の議題は、「議案」といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が1件、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が7件、を予定されております。 まずは、議案第1号 について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案第1号の説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委 員	資料2の写真④を見ると、かなり幅員が狭く見えます。通行できますか？
事 務 局	部分的に幅員が1.2m程度のかかなり狭い部分がありますが、さらに南に行けば幅員が2m～3m程度となり、2方向避難が確保されています。
委 員	車輛もギリギリまで近づけるといことですか？
事 務 局	東側の通路からは敷地の手前付近まで近づけます。 北側の道・空地起点部分にも近づることができます。
委 員	許可基準一覧表の「I」欄に該当するということは、道・空地の幅員が1.5m以上必要となります。幅員が1.5m未満となる部分もありますが、北側の2.0mの部分のみを見て、基準に適合すると判断しているということですね？
事 務 局	おっしゃる通りです。道路から接道幅2.0mの部分までの道・空地幅員が1.5m以上のため、基準に適合していると判断しています。
委 員	現況写真①②を見ると、通路の両側に柵が見えます。両側の敷地と道・空地で所有者が異なるということですか？
事 務 局	道・空地は幅員が900mmの里道と、新関西国際空港株式会社が所有している土地が持ち出されて構成されています。

委員	1.5mに広げた位置にフェンスを設置して頂いているということですか？
事務局	フェンスは許可制度が始まる前より、この位置に設置されています。
委員	今回の申請地の東側にすでに許可した建築物がありますが、これは同じような条件で許可がされたのでしょうか？
事務局	これらの許可は、今回のように北側の道路ではなく、東側の道路へ通行できることを確認し、許可したものです。
委員	これらの許可も「I」欄を使われたのですか？
事務局	戸建住宅と長屋住宅の許可ですが、別の基準となります。
委員	確認ですが、「I」欄を適用するには北側の部分のみが1.5m以上あれば適用できるのですか？
事務局	おっしゃるとおりです。道路から接道幅2mの部分までがすべて1.5m以上であれば、適用可能です。
議長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第1号について、同意してよろしいですか。
委員	「同意」
議長	令和4年度報告第16号から第22号について、事務局より報告をお願いします。
事務局	(令和4年度報告第16号から第22号について説明)
議長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委員	報告第16号が許可基準一覧表以外の基準となっていますが、過去に認められている許可はどこにありますか？
事務局	同一敷地で過去に許可を下ろしています。
議長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、令和4年度報告第16号から第22号について、了承してよろしいですか。

委員 「了承」

議長 本日の報告について全て終了しましたが、その他として何か、事務局  
でありますでしょうか。

事務局 (事務連絡)

議長 本日の議事録署名委員は、私と伊藤委員にお願いいたします。それ  
では、本日の審査会をこれで終了いたします。

(閉会 午後 14 時 25 分)